

社会福祉法人 東方会

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東方会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、退職金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
費用は明確に区分し、別途定める役職員旅費規程に基づき支給する。

(勤務の管理)

第3条

役員の勤務の管理は（別表1）「役員出勤簿」並びに復命書によるものとする。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事で職員として雇用されている者に対しては理事としての報酬は支給しない。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の常勤理事の報酬上限は、（別表2）「常勤理事俸給表」に定め、評議員会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤理事及び監事の報酬は、（別表3）「非常勤理事・監事俸給表」に定め、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 評議員の報酬は、（別表4）「評議員の報酬」に定める額とする。

(退職金)

第6条 永年、役員として業務にあたった者に対して退職金を支払うことができる。

退職金の額並びに対象者については（別表5）「役員退職金」に定める。

2 退職金の支給は2期4年（定款第19条第1項に基づく）を超えて、勤めた事を条件とする。ただし、在任期間中において法人職員としての兼務期間を含み、独立行政法人福祉医療機構による退職共済の対象となる場合は、その期間を退職金算定期間から除くものとする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤役員については毎月21日（金融機関が休日の場合は前営業日）に、非常勤役員については翌月21日（同上）口座振込みにより支払う。

2 評議員の報酬は評議員会の開催日にその都度支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(別表 2) 「常勤理事俸給表」

報酬上限額	前年度の資金収支計算書における事業活動収入（就労支援事業・受託費・補助金・寄附金・配当金・その他の収入を除く）額の 2%
-------	--

(別表 3) 「非常勤理事・監事俸給表」

1回当たりの報酬金額	20,000 円	監査立会を含む
------------	----------	---------

(別表 4) 「評議員の報酬」

1回当たりの報酬金額	10,000 円	
------------	----------	--

(別表 5) 「役員退職金」

区分	算定条件	上限
常勤理事	最終月額報酬×在任年数	12 年を上限とする
非常勤役員（理事・監事）	最終日額報酬×在任年数	30 年を上限とする
職員を兼務する理事	独立行政法人 福祉医療機構の退職共済による	

令和元年 6 月 15 日 改正